

基準適合産業廃棄物処理業者の情報公開実施要領

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

1 目的

この要領は排出事業者等が産業廃棄物の処理を委託する際の産業廃棄物処理業者の選定に資する情報を提供することを目的として、基準適合産業廃棄物処理業者（以下「基準適合業者」という。）の評価内容の開示に関し必要な事項を定めるものである。

2 公開の主体及び方法

実施主体は、岩手県産業廃棄物処理業者育成センター（以下「育成センター」という。）とし、育成センターにおいて閲覧する方法で行う。

3 公開の内容

育成センター業務規程第 21 条第 3 項に定める自己評価表（様式第 2 号）に定める必須項目及び評価項目並びに認定委員会が認定した合計点数を開示する。ただし、評価基準に係る点数については、公開に同意した者についてのみ開示する。

4 適正使用

この要領に定めるところにより、文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの要領の目的に即して適正に使用しなければならない。

5 開示の請求

何人も、この要領に定めるところにより、育成センターに対し開示を請求することができる。

育成センターは、開示請求があったときは、開示請求者に対し当該文書を開示しなければならない。

6 開示請求の手続

前項の規定に基づく開示の請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を育成センターに提出しなければならない。

- (1) 開示を請求する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他団体にあつては代表者の氏名。
- (2) 使用に供する目的。

7 費用負担

開示の請求を行い、文書の写しの交付を受ける者は、育成センターが定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 6 月 29 日から施行する。
- 2 開示の対象となる者は、平成 18 年度の基準適合業者から適用されるものとする。

令和 年 月 日

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター
所 長 濱 田 博 様

住所
氏名
(法人その他の団体
にあつては、主たる
事務所の所在地及
び名称並びに代表
者の氏名
連絡先 (電話番号)

基準適合業者の評価内容開示請求書

情報公開実施要領第 5 項の規定に基づき、次のとおり文書の開示を請求します。
写しの交付を受けた文書については、無断転載、営利目的利用等目的以外の利用をいたしません。

文書の種類	基準適合業者名	
	1 収集運搬 2 収集運搬 (積替保管) 3 中間処理 4 最終処分	1 閲覧 2 写しの交付 (枚 円)
使 用 目 的		

- 備 考 1 数字のある欄は、該当する番号に○印を付してください。
 2 写しの交付費用は、文書 1 枚 (A 4 版) につき 100 円です。